

# 松田町土砂災害・洪水ハザードマップ発行にあたって

## 1 作成の目的

近年、各地で集中豪雨等による甚大な被害が発生しています。しかしながら、生命に危険があり、避難が必要であるにもかかわらず避難しなかった事例、また、洪水氾濫が始まっており、避難所への移動の際に被災した事例がありました。こうしたことから、町民の皆さんに普段から災害が発生する恐れのある区域、箇所及び避難所等を確認していただくことを目的にハザードマップを作成しました。水害・土砂災害のリスクや大雨の情報を適切に入手、確認していただくことにより、いざという時に自からの命を自分で守る自助の充実と、地域の絆による共助の強化を図り、的確に避難行動がとれるように家族・近所・組単位・自主防災会(自治会)で相談していただき、全ては命を守るための行動につながるよう作成しました。

なお、このハザードマップは、あくまで想定に基づいたものであり、想定を超える災害もありうることを認識していただき、災害に備えてください。

## 2 町と町民皆様の役割分担

- (1) 行政と町民は、災害の特徴と各々の役割分担について共通認識を持ち、双方で協働して、災害に対する警戒避難体制を構築する必要があります。
- (2) 土砂災害について共通認識に立って、町側の「知らせる努力」と町民側の「知る努力」により情報共有を図り、地域の防災力を向上していく必要があります。

## 3 町の役割

### (1) 平常時

町民の防災意識の向上を図るため、講習会や防災訓練等の機会を通じ、町民との対話を進めます。

①ハザードマップの提供 ②防災訓練・講習会の実施 ③広報活動の推進等

### (2) 集中豪雨時

降雨の状況や土砂災害警戒情報等について、町民への情報提供等に努めます。

①雨量情報 ②土砂災害警戒情報 ③避難所開設情報等の提供

④避難準備情報 ⑤避難勧告 ⑥避難指示

⑦パトロールや町民から得られた情報による災害対策等

## 4 町民の皆様にお願ひすること

- (1) このハザードマップを活用し、地域や家庭内で防災について話し合っただき、自宅周辺にどのような危険個所が存在するのか、また避難経路の確認等を行なってください。

また、皆さんの目で確認した危険箇所や避難経路等を地図上等に記載していただき、今後皆さんの協力を得て作成予定の「自治会別手作りハザードマップ」をより充実させるための一助に協力をお願いします。

- (2) 町、自主防災会で実施する防災訓練、防災講演会に積極的に参加していただき、

防災・減災力向上に努めて下さい。

- (3) 洪水・土砂災害が想定される場合の自主避難～避難指示により避難される時は、3食程度の食事と裏面に記載する「避難する際に携行すべき物」を参考に各自で用意をお願いします。
- (4) いざというときに一番大きな防災・減災につながるのは地域の力です。日頃より、自治会や町内会等の活動において、災害に対する対策を話し合うことなどを通じて、コミュニティとしてのつながりを深めてください。

## 5 避難行動とは？

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」です。次の行動が「避難行動」の一つです。

- (1) 避難所への移動
- (2) 自宅等から安全な場所への移動（親戚や友人の家等）
- (3) 近隣の高い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所での待避（なるべく高くがけ地から遠い部屋）

従来の避難所への避難だけではなく、家屋内に留まって安全を確保することも避難の一つです。

また、土砂災害の多くは木造家屋の1階で被災しています。どうしても避難所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に避難しましょう。



## 6 一時避難場所とは？

自主避難や避難準備情報、避難勧告が発令され避難する場合に単独行動にならない

よう隣近所、組単位程度で必要に応じ参集するための自宅近くの個人の庭、公園・広場・空き地等の安全な場所です。

また、避難した方、避難していない方の人数把握をする場所になります。

地震の場合は、組単位等で安否確認などを行う場所になります。

一時避難場所は、町による選定は行っていません。あらかじめ家族や近隣の方との話し合い等により近所の安全な場所を決めておいてください。

浸水、土砂災害が発生している場合や避難指示が出ているときはすぐに避難所に避難してください。

## 7 避難所とは？

災害発生前や発生中の緊急避難に充てられるとともに、危険が去った段階では自宅の倒壊等に伴い、生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所です。避難した被災者には安否確認が行われ、避難生活に必要な物資が供給されます。※自主避難～避難指示により避難される場合は、3食程度の食事と避難携帯物品を各自で用意してください。

今回のハザードマップを踏まえて、町の基本的な考え方をお示し、各自主防災会自治会）と相談しながら土砂災害・水害のときの避難所を町として指定していきます。

## 8 広域避難場所とは？

一時避難所や避難所が災害によって危険になったときの最終的な避難場所です。救援物資の輸送拠点等防災拠点機能を合わせ持っています。

なお、危険がなくなったときは、自宅又は避難所に戻ることにになります。

## 9 土砂災害警戒区域(土石流)とは？

土砂災害警戒区域は、大雨などにより土砂災害への注意が必要となる区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に町民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域です。机上計算では建物を壊す力はありませんが、あくまで想定に基づいたものであり、想定を超える災害もあることを認識していただき、災害に備えてください。

松田地区のムジナ沢、新堀沢、天神沢、旗矢沢、上毛勝沢、常光沢、唐沢については、東名高速道路高架下のトンネルを通して土石流が流れ出てくる想定ですので、近くにお住いの方は十分に注意してください。

町では土砂災害を防止するためのソフト事業として避難体制の整備・情報提供を今後も進めていきます。

## 10 土砂災害特別警戒区域(土石流)とは？

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等による力で、建築物が倒壊し町民の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れのある区域です。

松田地区で市街地まで影響がある沢は大沢（城山地区）になります。机上論では沢の中だけの土石流となる想定ですが、想定を超える災害もあることを認識していただき、災害に備えてください。

寄地区では住宅地に影響のある土砂災害特別警戒区域は谷戸沢（虫沢地区）、上川沢（宇津茂地区）になります。大雨が予測されるときには、周囲の状況、町からの情報、今後の天気予報などに十分注意を払い、早めに避難所に避難する必要があります。

### 1 1 土砂災害警戒区域、特別警戒の基礎調査結果の確認について

神奈川県砂防海岸課と松田町のホームページで公表していますが、詳細な図面の閲覧を希望される方は、松田町総務課安全防災担当室（84-5540）まで連絡下さい。

### 1 2 町からの情報提供について

町で同報無線により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するときは、屋外のスピーカーと戸別受信機に、サイレン音を鳴らした後、内容等を伝達することも検討していますので、避難勧告の発令基準等を含めて、今後お知らせします。

### 1 3 簡易雨量計の設置について

各家庭の玄関先や屋根のないベランダに円柱や四角柱の容器（ワンカップのお酒の瓶など）を用意し、底から定規で目盛りを刻めば簡易雨量計になります。戸外に置き10分で雨が10ミリ溜まり、その雨が続けば1時間雨量60ミリとなります。気象庁によると、1時間雨量30ミリ以上50ミリ未満でバケツをひっくり返したような激しい雨となり、がけ崩れなどが起きやすくなります。あくまでも参考として活用してください。

#### ※避難する際に携行すべき物

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>懐中電灯、携帯ラジオ+予備乾電池、非常食</p>                       | <p>タオル、貴重品、救急セット（常用薬）、衣類・下着類</p>  | <p>石鹸、使い捨て食器</p>  |
| <p>ロープ、ちり紙（ティッシュ、トイレトペーパー）、ドライシャンプー、ローソク・マッチ</p>  | <p>育児用品、ヘルメット、軍手、携帯ナイフ</p>        |  |